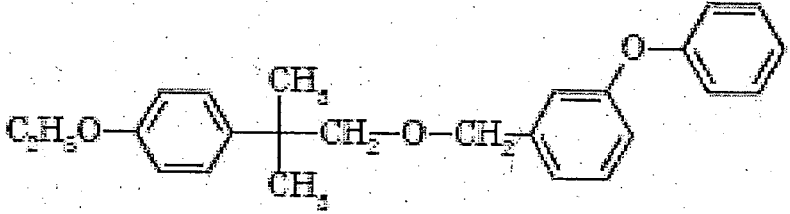


エトフェンプロックス (Etofenprox)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類、畜産物への基準設定の要請があったもの。ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しは後日を行うものである。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ピレスロイド様の活性を示す殺虫剤である。鱗翅目、半翅目、双翅目等の各種害虫に対して広い殺虫スペクトルを有する。神経軸索におけるナトリウムチャンネルの正常な働きを阻害することによって、殺虫活性を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/カメムシ類等、小麦/アブラムシ類等、豆类（種実）/ハスモンヨトウ等										
我が国の登録状況	稲、小麦、豆类（種実）等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	りんご、なし等に国際基準が設定されている。米国において米等に、欧州連合（EU）においてりんご、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI） 0.031 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 発がん性試験（マウス・混餌） 無毒性量 3.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：エトフェンプロックスとする。										
暴露評価	EDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="558 1545 1396 1803"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>26.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>50.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>29.1</td> </tr> </tbody> </table> EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	26.4	幼小児（1～6歳）	50.4	妊婦	20.6	高齢者（65歳以上）	29.1
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	26.4										
幼小児（1～6歳）	50.4										
妊婦	20.6										
高齢者（65歳以上）	29.1										
意見聴取の状況	平成22年9月28日に在京大使館への説明を実施 平成22年10月19日～11月17日パブリックコメントを実施 平成22年11月1日～12月31日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.5	0.5	○			0.13,0.13/<0.01,<0.01/0.01,<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.01(#),<0.01(#)/0.30,0.01/0.06,0.04/0.046(#),0.015/0.065,0.022/0.106,0.064/0.022(#),0.020(#)/0.010,0.015/0.02,0.01/<0.01(#),<0.01(#)/<0.01(#),<0.01(#)/0.070(#),0.023(#)/0.023(#),0.03(#)/0.016(#),0.009(#)/0.011(#),0.016(#)/0.046,0.02/<0.01,<0.01/0.010,0.018/<0.01,<0.01/<0.01,<0.01/<0.01(#),<0.01/0.02,0.04/0.02,0.02
小麦	0.5	0.5	○			0.022,0.160/0.086(#),0.101(#)/0.260(#),0.37(#)/0.03,0.01
大麦	0.5	0.5				
ライ麦	0.5	0.5				
とうもろこし	0.5	0.5	○			<0.01,0.06/0.04,0.01
そば	0.5	0.5				
その他の穀類	0.5	0.5				
大豆	0.2	0.2	○			0.01,<0.01/<0.01(#),0.034(#)/<0.004,<0.004/0.006,0.050/0.014,0.04(#)/0.02,<0.01/0.012,0.014/<0.02,<0.020.010(#)/<0.01(#)/0.004,0.004/0.004(#),0.004(#)
小豆類	0.2	0.2	○			
えんどう	0.1	0.1	○			
そらまめ	0.1	0.1	○			
らつかせい	0.1	0.1	○			<0.01(#),<0.01(#)
その他の豆類	0.1	0.1	○			
ばれいしょ	0.1	0.1	○	0.01		<0.01,<0.01/<0.01,<0.01<0.005,<0.005(さといも)/<0.005,0.007(みずいも)<0.01,<0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	0.1	0.1	○			
かんしょ	0.1	0.1	○			<0.01,<0.01
やまいも(長いもをいう。)	0.1	0.1	○			<0.005,<0.005/<0.005(#),<0.005/<0.005(#),<0.005(やまのいも)/<0.03(ながいも)
こんにやくいも	0.1	0.1				
その他のいも類	0.1	0.1				
てんさい	0.5	0.5	○			0.01,0.10/0.08,0.06/0.051(#),0.010.005,0.007
さとうきび	0.1	0.1	○			
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	2	2	○			<0.01,0.02/0.01,<0.01/0.01,0.03/<0.01,0.02(#)0.54,4.09/0.07,0.03/0.042,1.12/3.14,0.84(#)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10	○			
かぶ類の根	2	2				
かぶ類の葉	10	10				
西洋わさび	0.5	0.5				
クレソン	2	2				
はくさい	5	5	○			0.12,0.16/2.32,2.020.31,0.20/0.019,0.394/0.024,0.192/0.08,0.26
キャベツ	2	2	○			
芽キャベツ	2	2				
ケール	2	2				
こまつな	2	2				
きょうな	2	2				
チンゲンサイ	2	2				
カリフラワー	2	2				
ブロッコリー	2	2				
その他のあぶらな科野菜	2	2	○			<0.2,0.5(畑わさび(根及び根茎))
ごぼう	0.5	0.5				
サルシフィー	0.5	0.5				
アーティチョーク	2	2				
チコリ	2	2				
エンダイブ	2	2				
しゅんぎく	2	2				
レタス(サラダ菜及びびらしやを含む。)	2	2	○			0.75,0.05
その他のきく科野菜	2	2	○			0.56,0.51(ふき)
たまねぎ						
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.30,1.00/0.437,0.179
にんにく						
にら	2	2				
アスパラガス	2	2				
わけぎ	2	2				
その他のゆり科野菜	2	2				

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
にんじん	0.5	0.5				
パースニップ	0.5	0.5				
パセリ	2	2				
セロリ	2	2				
みつば	2	2				
その他のせり科野菜	2	2	○			0.3(＃),0.7(＃)(せり) /<0.2,<0.2(あしたば)
トマト	2	2	○			
ピーマン	5	5	○			0.62(＃),1.98(＃)/0.609,0.264
なす	2	2	○			1.71,2.66
その他のなす科野菜	5	5	○			0.64,0.16,0.258,0.305
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○			
かぼちや(スカッシュを含む。)	2	2				0.13,0.18/0.162,0.54
しろり	2	2				
すいか	2	2	○			
メロン類果実	2	2	○			<0.01,<0.01
まくわうり	2	2	○			0.039,0.021
その他のうり科野菜	2	2	○			0.38,0.11(にがうり)
ほうれんそう	2	2				
たけのこ	0.5	0.5				
オクラ	5	5	○			
しょうが	2	2	○			1.10,0.16 <0.01,0.054/0.007,0.007 /<0.005,<0.005(しょうが) /0.34,0.20(薬しょうが)
未成熟えんどう	2	2	○			0.40,1.05
未成熟いんげん	5	5	○			0.860,0.218
えだまめ	5	5	○			0.33,0.19/0.720,1.15
その他の野菜	5	5	○			<0.01(＃),0.010(＃) /<0.01,<0.01(れんこん) /0.32,0.64(エンサイ) /2.40,1.58(やまのいも(むかご)) /2.8,1.9(未成熟さきげ(さや)) /0.65,0.16(モロヘイヤ) /0.3,0.2(さといも(葉柄)) /<0.02,<0.02/<0.01(＃),<0.01(＃) /<0.01(＃),<0.01(＃)(うど)
みかん	2	2	○			
なつみかんの果実全体	5	5	○			0.03,0.02
レモン	5	5	○			1.05,1.01
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			
グレープフルーツ	5	5	○			
ライム	5	5	○			
その他のかんきつ類果実	5	5	○			2.7(すだち)/0.98(かぼす)
りんご	2	2	○	1		
日本なし	2	2	○	1		0.39,0.80
西洋なし	2	2	○	1		0.72,0.62
マルメロ	2	2		1		
びわ	1	1		1		
もも	2	2	○			
ネクタリン	2	2				0.02,0.02
かき	2	2	○			0.72,0.85
バナナ	2	2				
キウイ	0.2	0.2				
パパイヤ	2	2				
アボカド	2	2				
パイナップル	2	2				
グアバ	2	2				
マンゴー	2	2				
パッションフルーツ	2	2				
ぎんなん	0.1	0.1				
くり	2	2	○			
ペカン	0.1	0.1				<0.01,<0.01
アーモンド	0.1	0.1				
くるみ	0.1	0.1				
その他のナッツ類	0.1	0.1				
茶	10	10	○			1.62,3.98(荒茶) /<0.02(＃),0.02(＃)(浸出液)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス	5	5				6.9,11.4(みかんの果皮)
その他のハーブ	5	5	○			0.2,<0.1(煙わさび(花及び花茎)) /0.2,0.2(煙わさび(葉))
牛の筋肉	0.5					推:0.12 (牛の筋肉を参照)
豚の筋肉	0.5					(牛の筋肉を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5					(牛の筋肉を参照)
牛の脂肪	7					推:4.9
豚の脂肪	7					(牛の脂肪を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	7					(牛の脂肪を参照)
牛の肝臓	0.5					推:0.19
豚の肝臓	0.5					(牛の肝臓を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5					(牛の肝臓を参照)
牛の腎臓	0.5					推:0.33
豚の腎臓	0.5					(牛の腎臓を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5					(牛の腎臓を参照)
牛の食用部分	0.5					(牛の肝臓を参照)
豚の食用部分	0.5					(牛の肝臓を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5					(牛の肝臓を参照)
乳	0.5					推:0.35
鶏の筋肉	0.01					推:<0.004
その他の家きんの筋肉	0.01					(鶏の筋肉を参照)
鶏の脂肪	0.5					推:0.11
その他の家きんの脂肪	0.5					(鶏の脂肪を参照)
鶏の肝臓	0.02					推:0.0063
その他の家きんの肝臓	0.02					(鶏の肝臓を参照)
鶏の腎臓	0.02					(鶏の肝臓を参照)
その他の家きんの腎臓	0.02					(鶏の肝臓を参照)
鶏の食用部分	0.02					(鶏の肝臓を参照)
その他の家きんの食用部分	0.02					(鶏の肝臓を参照)
鶏の卵	0.1					推:0.041
その他の家きんの卵	0.1					(鶏の卵を参照)
魚介類	0.8					推:0.77

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申(案):

(別紙2)

エトフェンプロックスについては、次のとおり残留基準を追加することが適当である。

エトフェンプロックス

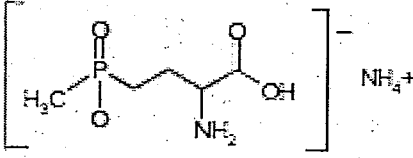
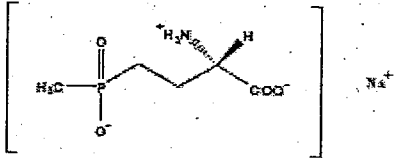
食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^(注1) の筋肉	0.5
牛の脂肪	7
豚の脂肪	7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	7
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
牛の食用部分	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^(注2)	0.5
乳	0.5
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^(注3) の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.5
その他の家きんの脂肪	0.5
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.1
その他の家きんの卵	0.1
魚介類	0.8

(注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

グルホシネート (Glufosinate)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し並びに農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴い要請があったもの (グルホシネート P)										
構造式	<p>グルホシネート</p>  <p>グルホシネート P</p> 										
用途	農薬 / 除草剤										
作用機構	アミノ酸系除草剤である。グルタミン合成酵素阻害によりアンモニアが蓄積し、植物の生理機能を阻害して殺草活性を示すと考えられている。										
適用作物 / 適用雑草等	農薬登録申請：かんきつ、なす、トマト等 / 畑地一年生雑草等 適用拡大申請：そば、ゴボウ等 / 一年生雑草等										
我が国の登録状況	りんご、小麦等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	バナナ、ばれいしょ等に国際基準が設定されている。米国においてりんご、ぶどう等に、カナダにおいてとうもろこし、小麦等に、EUにおいてレモン、キウイ等に、オーストラリアにおいてベリー類果実、トマト等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.0091 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.91 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：穀類、豆類、種実類及びびんさいについては、グルホシネート、代謝物 B 及び Z とし、その他の食品については、グルホシネート及び代謝物 B とする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="560 1518 1401 1780"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>31.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>66.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>29.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	31.8	幼小児 (1~6 歳)	66.1	妊婦	26.1	高齢者 (65 歳以上)	29.3
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	31.8										
幼小児 (1~6 歳)	66.1										
妊婦	26.1										
高齢者 (65 歳以上)	29.3										
意見聴取の状況	平成 22 年 9 月 28 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 10 月 19 日~11 月 17 日パブリックコメントを実施 平成 22 年 11 月 1 日~12 月 31 日 W.T.O 通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (グルホ シネート)	登録 有無 (グルホ シネート)	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米 (玄米をいう。)	0.3	0.50	○	申			0.06, 0.05/<0.02(P), <0.02(P)
小麦	0.2	0.20	○				0.03, 0.04
大麦	0.5	5.0	○				<0.2, <0.2
とうもろこし	0.1	0.10			0.1		
そば	0.3		申				<0.09, <0.09
大豆	2	2.0	○		2		<0.04, 0.08
小豆類	2	2.0	○		2		
えんどう	3	2.0	○		3		
そら豆	2	2.0	○		2		
らつかせい	0.1		申				<0.02, <0.02
その他の豆類	3	3.0	○		3		
ばれいしょ	0.2	0.50	○		0.5		<0.03, <0.03
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.2	0.10	○	申			<0.03, <0.03(#)
かんしょ	0.1	0.10	○				<0.02, <0.02
やまいも (長いもをいう。)	0.2	0.10	○				0.04, <0.03(#)
こんにやくいも	0.2	0.10	○				0.04(#), <0.03(#)
てんさい	0.9	0.90			0.05	0.9	【0.05(#)- 0.94(#)(n=14)(米国)】
だいこん類 (ラディッシュを含む) の根	0.3	0.50	○				<0.02(#), 0.06 (はつかだいこん)
だいこん類 (ラディッシュを含む) の葉	0.3	0.50	○				<0.02(#), 0.07 (はつかだいこん)
かぶ類の根	0.1	0.50	○				<0.02, <0.02
かぶ類の葉	0.1	0.50	○				<0.02, <0.02
西洋わさび		0.50					(水稲参照)
クレソン	0.3	0.50	○	申			<0.03(#), <0.03(#)
はくさい	0.2	0.20	○				<0.03(#), <0.03(#)
キャベツ	0.2	0.50	○	申			<0.03(#), <0.03(#)
芽キャベツ		0.50					
ケール		0.50					
チンゲンサイ		0.50					
カリフラワー		0.50					
ブロッコリー	0.2	0.50	○・申				<0.03, <0.03 <0.05(#), <0.05(なば な)
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.50	○				<0.05, <0.05
ごぼう	0.2		申				
サルシフィー		0.50					
アーティチョーク		0.50					
チコリ		0.50					
エンダイブ		0.50					
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2	0.50	○				<0.03, <0.03(#)
その他のきく科野菜	0.5	0.50	○				<0.12, <0.12(食用きく)
たまねぎ	0.2	0.20	○		0.05		<0.02, <0.05
ねぎ (リーキを含む。)	0.2	0.20	○				<0.03, <0.03
にんにく	0.3	0.50	○				<0.10, <0.10
にら	0.2	0.50	○				<0.03, <0.03
アスパラガス	0.2	0.20	○		0.05		<0.04, <0.04
その他のゆり科野菜		0.50					

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (ク*ルホシ ネード)	登録 有無 (ク*ルホシ ネードP)	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん	0.1	0.20	○		0.05		<0.02, <0.02
パースニップ		0.50					
パセリ	0.7	0.50	○				<0.3, <0.3
セロリ	0.2	0.50	○				0.03, <0.03
その他のせり科野菜	0.3	0.50	○	申			(水稲参照)
トマト	0.2	0.20	○	申			<0.03(＃), <0.03(＃)/<0.02(＃)(P)
ピーマン	0.2	0.20	○				<0.03, <0.03
なす	0.2	0.20	○	申			<0.03, <0.03
その他のなす科野菜	0.2	0.50	○				<0.03, <0.03/<0.02(＃), <0.02(＃)(P)
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.2	0.20	○				<0.03, <0.03
かぼちや (スカッシュを含む。)	0.2	0.20	○				<0.03(＃), <0.03(＃)
しろり	0.3		申				<0.07, <0.07
すいか	0.1	0.30	○				<0.02, <0.02
メロン類果実	0.3	0.30	○	申			<0.03, 0.09(＃)/<0.02(P), <0.02(P)
その他のうり科野菜	0.2	0.50	○				<0.03, <0.03(にがうり)
ほうれんそう	0.1	0.50	○	申			<0.02, <0.02/<0.02, <0.02(P)
オクラ	0.1	0.1	○				0.02, <0.02(＃)
しょうが	0.3	0.50	○				<0.03, 0.10(しょうが)/0.05, 0.04(薬しょうが)
未成熟えんどう	0.2	0.50	○				<0.03, <0.03(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.05	0.05	○		0.05		<0.009, <0.009(さやいんげん)
えだまめ	0.2	0.20	○				<0.02, 0.04
マッシュルーム		0.50					
その他の野菜	0.3	0.05	○・申	申	0.05		0.012, <0.009(食用桑), (水稲参照)
みかん	0.2	0.30	○	申	0.1		<0.03, <0.03/<0.02(＃), <0.02(＃)(P)
なつみかんの果実全体	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
レモン	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
オレンジ (ネーブルオレンジを含む)	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
グレープフルーツ	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
ライム	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
その他のかんきつ類果実	0.2	0.30	○	申	0.1		<0.02(＃)(P)(ゆず), <0.02(＃)(P)(すだち) (みかん参照)
りんご	0.2	0.30	○	申	0.05		<0.03(＃), <0.03/<0.02, <0.02(＃)(P)
日本なし	0.2	0.30	○	申	0.05		<0.03, <0.03/<0.02(＃)/<0.02(＃)(P)
西洋なし	0.1	0.30	○	申	0.05		<0.02(＃)/<0.02(＃)(P)
マルメロ	0.1	0.05	○	申	0.05		(西洋なし参照)
びわ	0.2	0.30	○	申	0.05		0.03(＃), 0.03(＃)/0.02(＃), 0.02(＃)(P)
もも	0.2	0.30	○	申	0.05		0.05, <0.04

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (グルホ シネート)	登録 有無 (グルホ シネートP)	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ネクタリン	0.1	0.05	○	申	0.05		0.012, <0.012/<0.02 (#), <0.02 (#) (P) (う め)/<0.02 (#) (P) (n=18) (果樹類=うめ、日本な し、西洋なし、りん ご、おうとう、ぶど う、いちじく、キウイ フルーツ及びびわ)
あんず (アブリコットを含む)	0.3	0.05	○	申	0.05		(うめ参照)
すもも (ブルーンを含む)	0.1	0.05	○	申	0.05		0.015, <0.012 <0.012, 0.053(\$)/<0.02 (#), <0.02 (#) (P)
うめ	0.3	0.30	○・申	申	0.05		<0.03, 0.09/<0.02 (#), < 0.02 (#) (P)
おうとう (チェリーを含む)	0.3	0.30	○	申	0.05		
いちご	0.5	0.30	○・申		0.1		<0.02, 0.11(\$)
ラズベリー	0.1	0.10		申	0.1		
ブラックベリー	0.1	0.10		申	0.1		
ブルーベリー	0.1	0.10	○	申	0.1		0.02, 0.02
クランベリー	0.1	0.10		申	0.1		
ハックルベリー	0.1	0.10		申	0.1		
その他のベリー類果実	0.1	0.10	○	申	0.5		<0.03 (#), <0.03 (#) (食 用桑(果実))
ぶどう	0.2	0.30	○	申	0.1		<0.03, <0.03/<0.02 (#), 0.02 (#) (P)
かき	0.1	0.30	○	申	0.05		<0.02 (#), <0.02
バナナ	0.2	0.20		申	0.2		
キウイ	0.2	0.05	申	申	0.05		<0.03 (#), 0.04/<0.02 (#) , <0.02 (#) (P)
パイナップル	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
アボカド	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
パイナップル	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
グアバ	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
マンゴー	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
パッションフルーツ	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
なつめやし	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
その他の果実	0.2	0.50	○	申	0.1		<0.02, 0.03(\$) (いちじ く)/<0.02, <0.02 (#) (P)
ひまわりの種子	5	5.0			5		
綿実	4	4				4	アメリカ
なたね	5	5.0			5		【0.17-3.33 (n=29) (米 国)】
ぎんなん	0.1	0.10	○	申	0.1		<0.02 (#), <0.02
くり	0.2	0.30	○	申	0.1		<0.03 (#), <0.03 (#)
ペカン	0.1	0.10		申	0.1		
アーモンド	0.1	0.10		申	0.1		
くるみ	0.1	0.10		申	0.1		
その他のナッツ類	0.1	0.10		申	0.1		
茶	0.3	0.50	○			0.05	オーストラリア
コーヒー豆		0.05					
その他のスパイス	0.5	3	○	申			0.17(\$), 0.03(さんしょ う)
その他のハーブ	0.5	0.5	○				<0.12, <0.12(しそ)
牛の筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ 推: <0.05
豚の筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ (牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ (牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.4	0.4			0.05	0.4	アメリカ 推: 0.09

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (グルホ シネート)	登録 有無 (グルホシ ネートP)	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
豚の脂肪	0.4	0.4			0.05	0.4	アメリカ (牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4	0.4			0.05	0.4	アメリカ (牛の脂肪参照)
牛の肝臓	6	0.1			0.1	6	アメリカ 推: 5.4 (牛の肝臓参照)
豚の肝臓	6	0.1			0.1	6	アメリカ (牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6	0.1			0.1	6	アメリカ (牛の肝臓参照)
牛の腎臓	4	0.1			0.1	6	アメリカ 推: 3.0 (牛の腎臓参照)
豚の腎臓	4	0.1			0.1	6	アメリカ (牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4	0.1			0.1	6	アメリカ (牛の腎臓参照)
牛の食用部分	6	0.1			0.1	6	アメリカ (牛の肝臓参照)
豚の食用部分	6	0.1			0.1	6	アメリカ (牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6	0.1			0.1	6	アメリカ (牛の肝臓参照)
乳	0.02	0.02			0.02	0.15	アメリカ 推: <0.02
鶏の筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ 推: <0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ (鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.05	0.2			0.05	0.15	アメリカ 推: <0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.2			0.05	0.15	アメリカ (鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ 推: <0.1
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ (鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.5	0.1			0.1	0.6	アメリカ 推: 0.34
その他の家きんの腎臓	0.5	0.1			0.1	0.6	アメリカ (鶏の腎臓参照)
鶏の食用部分	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ (鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ (鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ 推: <0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ (鶏の卵参照)
ひまわり油 (食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05	0.05			0.05		
なたね油 (食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05	0.05			0.05		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$) これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

グルホシネート

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.3
小麦	0.2
大麦	0.5
とうもろこし	0.1
そば	0.3
大豆	2
小豆類(注1)	2
えんどう	3
そら豆	2
らつかせい	0.1
その他の豆類(注2)	3
ばれいしよ	0.2
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2
かんしよ	0.1
やまいも(長いもをいう。)	0.2
こんにやくいも	0.2
てんさい	0.9
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.3
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	0.1
クレソン	0.3
はくさい	0.2
キャベツ	0.2
ブロッコリー	0.2
その他のあぶらな科野菜(注3)	0.2
ごぼう	0.2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2
その他のきく科野菜(注4)	0.5
たまねぎ	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	0.2
にんにく	0.3
にら	0.2
アスパラガス	0.2
にんじん	0.1
パセリ	0.7
セロリ	0.2
その他のせり科野菜(注5)	0.3
トマト	0.2
ピーマン	0.2
なす	0.2
その他のなす科野菜(注6)	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.2
しろうり	0.3
すいか	0.1
メロン類果実	0.3
その他のうり科野菜(注7)	0.2
ほうれんそう	0.1
オクラ	0.1
しょうが	0.3
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	0.05

※今回残留基準を設定するグルホシネートには、グルホシネートアンモニウム塩及びグルホシネートPが含まれる。穀類、豆類、種実類及びびてんさいにあつては、グルホシネートをアンモニウム塩に換算したもの、代謝物B【3-メチルホスフィニコプロピオン酸】をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものと及び代謝物Z【N-アセチルグルホシネート】をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの和をいう。その他の食品については、グルホシネートをアンモニウム塩に換算したものと及び代謝物B【3-メチルホスフィニコプロピオン酸】をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの和をいう。

(注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

(注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

(注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注5) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注7) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

グルホシネット (つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
えだまめ	0.2
その他の野菜 ^(注8)	0.3
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	0.2
レモン	0.2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.2
グレープフルーツ	0.2
ライム	0.2
その他のかんきつ類果実 ^(注9)	0.2
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.1
マルメロ	0.1
びわ	0.2
もも	0.2
ネクタリン	0.1
あんず (アプリコットを含む。)	0.3
すもも (プルーンを含む。)	0.1
うめ	0.3
おうとう (チェリーを含む。)	0.3
いちご	0.5
ラズベリー	0.1
ブラックベリー	0.1
ブルーベリー	0.1
クランベリー	0.1
ハックルベリー	0.1
その他のベリー類果実 ^(注10)	0.1
ぶどう	0.2
かき	0.1
バナナ	0.2
キウイ	0.2
パパイヤ	0.1
アボカド	0.1
パイナップル	0.1
グアバ	0.1
マンゴー	0.1
パッションフルーツ	0.1
なつめやし	0.1
その他の果実 ^(注11)	0.2
ひまわりの種子	5
綿実	4
なたね	5
ぎんなん	0.1
くり	0.2
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 ^(注12)	0.1
茶	0.3
その他のスパイス ^(注13)	0.5
その他のハーブ ^(注14)	0.5
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^(注15) の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.4
豚の脂肪	0.4

(注8) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注9) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注10) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

(注11) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注12) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注13) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注14) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注15) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

グルホシネート (つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4
牛の肝臓	6
豚の肝臓	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6
牛の腎臓	4
豚の腎臓	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4
牛の食用部分 ^(注16)	6
豚の食用部分	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6
乳	0.02
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^(注17) の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.5
その他の家きんの腎臓	0.5
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05
ひまわり油 (食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05
なたね油 (食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05

(注16) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(注17) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

※西洋わさび、芽キャベツ、ケール、チンゲンサイ、カリフラワー、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、その他のゆり科野菜、パースニップ及びマッシュルームについては、現行基準が削除される。

クロランスラムメチル(Cloransulam-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	トリアゾロピリミジン環を有する除草剤であり、広葉雑草の防除に用いられる。植物のアセト乳酸合成酵素（ALS）を阻害することで除草作用を示すものと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	大豆／広葉雑草										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国、カナダにおいて大豆に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量（ADI） 0.05 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験（イヌ・混餌）</p> <p>無毒性量 5 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：クロランスラムメチルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.0	幼小児（1～6歳）	0.1	妊婦	0.0	高齢者（65歳以上）	0.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.0										
幼小児（1～6歳）	0.1										
妊婦	0.0										
高齢者（65歳以上）	0.0										
意見聴取の状況	<p>平成22年11月2日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成22年11月11日～12月10日パブリックコメントを実施</p> <p>平成22年11月23日～平成23年1月22日WT〇通報を実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 クロランスラムメチル

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.02	0.06		0.02	アメリカ	【0.007(n=35)(米国)】

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

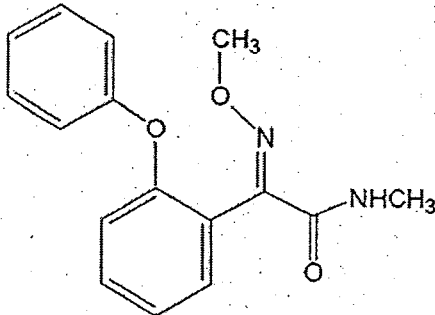
答申 (案)

(別紙2)

クロランスラムメチル

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.02

メトミノストロビン (Metominostrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤である。糸状菌に対しミトコンドリアの電子伝達系を阻害することにより、孢子発芽阻止、孢子発芽以降の宿主への侵入阻止等の作用を示すことが確認されている。										
適用作物/適用雑草等	稲/いもち病、紋枯病等										
我が国の登録状況	稲に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.016 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1.6 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: メトミノストロビンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="564 1435 1406 1693"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>24.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>14.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	14.2	幼小児 (1~6歳)	24.4	妊婦	11.0	高齢者 (65歳以上)	14.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	14.2										
幼小児 (1~6歳)	24.4										
妊婦	11.0										
高齢者 (65歳以上)	14.1										
意見聴取の状況	平成22年11月2日に在京大使館への説明を実施 平成22年11月11日~12月10日パブリックコメントを実施 平成22年11月23日~平成23年1月22日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

メミノストロビン

(別紙1)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.5	0.5	○			0.104,0.053, 0.08,0.12 0.051,0.172
魚介類	0.3		申			推:0.220

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申（案）

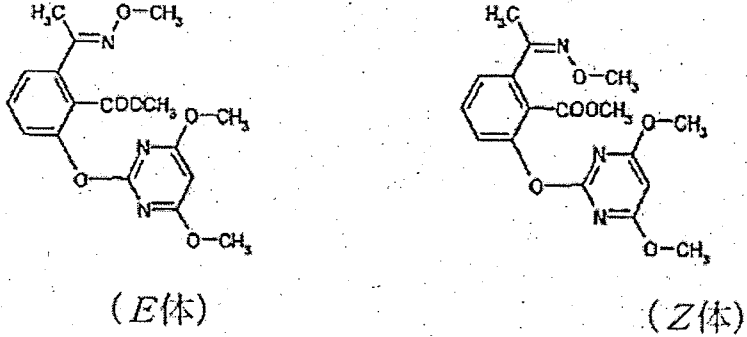
（別紙2）

メミノストロビン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.5
魚介類	0.3

※今回残留基準を設定するメミノストロビンとは、(E)-2-メキシイミノ-N-メチル-2-(2-フェノキシフェニル)アセトアミドのみをいう。

ピリミノバックメチル(Pyriminobac-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があったもの。										
構造式	 <p>(E体) (Z体)</p> <p>原体中組成 E体：Z体 ≒ 5：1</p>										
用途	農薬／除草剤										
作用機構	ピリミジニルカルボキシ系除草剤である。アセト乳酸合成酵素を阻害することにより作用を示すと考えられる。										
適用作物／適用雑草等	移植水稻、直播水稻／ノビエ等										
我が国の登録状況	移植水稻、直播水稻に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.02 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピリミノバックメチル(E体とZ体の和)とする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="561 1473 1401 1742"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	0.9	幼小児 (1~6歳)	1.5	妊婦	0.6	高齢者 (65歳以上)	0.9
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	0.9										
幼小児 (1~6歳)	1.5										
妊婦	0.6										
高齢者 (65歳以上)	0.9										
意見聴取の状況	平成22年11月2日に在京大使館への説明を実施 平成22年11月11日~12月10日パブリックコメントを実施 平成22年11月23日~平成23年1月22日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 ピリミノバックメチル

(別紙1)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.1	○			<0.01, <0.01(#)

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申（案）

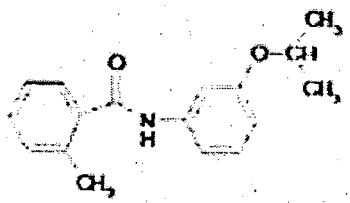
（別紙2）

ピリミノバックメチル

※今回残留基準を設定するピリミノバックメチルとは、E体とZ体の和をいう。

食品名	残留基準値
米（玄米をいう。）	ppm 0.05

メプロニル(Mepronil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	アミド系殺菌剤である。呼吸系のコハク酸脱水素酵素の阻害により、イネ紋枯病菌など担子菌類に特異的活性を示すものと考えられている。										
適用作物/適用雑草等	稲/紋枯病等、だいこん/苗立枯病等、なし/赤星病										
我が国の登録状況	稲、だいこん及びなし等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。EUにおいていちごに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.05 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口投与) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: メプロニルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1276 1404 1545"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>31.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>59.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>28.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	31.8	幼小児 (1~6 歳)	59.8	妊婦	26.9	高齢者 (65 歳以上)	28.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	31.8										
幼小児 (1~6 歳)	59.8										
妊婦	26.9										
高齢者 (65 歳以上)	28.8										
意見聴取の状況	平成 22 年 11 月 2 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 11 月 11 日~12 月 10 日パブリックコメントを実施 平成 22 年 11 月 23 日~平成 23 年 1 月 22 日 WTO 通報を実施										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	2	2.0	○			0.78(\$), 0.11, 0.36
小麦	2	2.0	○			0.061, 0.314, 0.986(\$)
大麦	2	2.0	○			0.82(\$), 0.16
ライ麦	2	2.0	○			(小麦、大麦参照)
その他の穀類	2		○			(小麦、大麦参照)
ばれいしよ	0.02	1.0	○			<0.005, <0.005
こんにやくいも	0.1	1.0	○			0.014, 0.017
てんさい	0.2	1.0	○			<0.05, <0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.02	1.0	○			<0.005(#), <0.005(#)
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	1	5.0	○			0.011(#), 0.34(#)(\$)
レタス	1	1.0	○			0.46, 0.390
その他のきく科野菜	0.2	1.0	○			0.009(#), 0.039(#)(\$)(ふき)
トマト	0.02	1.0	○			<0.005, <0.005
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02	1.0	○			<0.005, <0.005
すいか	0.02	2.0	○			<0.004, <0.004
ほうれんそう	0.7	1.0	○			0.244(\$), 0.069
日本なし	1	2.0	○			0.040, 0.347(\$)
西洋なし	1	2.0	○			(日本なし参照)
ぶどう	2	5.0	○			0.66, 0.88
その他のハーブ		1				
魚介類	2					推:1.3

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申 (案)

(別紙2)

メプロニル

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	2
小麦	2
大麦	2
ライ麦	2
その他の穀類 ^{注1)}	2
ばれいしょ	0.02
こんにゃくいも	0.1
てんさい	0.2
だいこん類(根)	0.02
だいこん類(葉)	1
レタス(サラダ菜及びチンヤを含む。)	1
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.2
トマト	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02
すいか	0.02
ほうれんそう	0.7
日本なし	1
西洋なし	1
ぶどう	2
魚介類	2

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

トリネキサパックエチル(Trinexapac-ethyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/植物成長調整剤										
作用機構	シクロヘキサジオン系植物成長調整剤である。成長点でのGA20からGA1への変換過程におけるジベレリン生合成を阻害することにより、葉と節間の伸長を阻止するものと考えられている。										
適用作物	小麦、大麦										
我が国の登録状況	食品への国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。EUにおいて小麦、大麦等に基準値が設定されている。オーストラリアにおいて陸棲哺乳類の食用部分等に、ニュージーランドにおいて米、小麦等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.0059 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2世代繁殖試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 0.59 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：トリネキサパックエチル及び代謝物Bとする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>53.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>16.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	23.5	幼小児 (1~6歳)	53.2	妊婦	22.7	高齢者 (65歳以上)	16.4
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	23.5										
幼小児 (1~6歳)	53.2										
妊婦	22.7										
高齢者 (65歳以上)	16.4										
意見聴取の状況	<p>平成22年11月2日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成22年11月11日~12月10日パブリックコメントを実施</p> <p>平成22年11月23日~平成23年1月22日WTO通報を実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.5				
小麦	0.6	0.02			0.5 EU(代謝物B)	【<0.04,<0.04,0.05,<0.04(EU)】【EUのライ麦参照】
大麦	0.6	0.02			0.5 EU(代謝物B)	【<0.02,0.03,<0.02(EU)】
ライ麦	0.6	0.02			0.5 EU(代謝物B)	【EUのライ麦参照】
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類	0.6	0.02			0.5 EU(代謝物B)	【<0.04,<0.04,<0.04(オート麦)(EU)】【EUのライ麦参照】
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らつかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしよ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしよ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレンソ		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				
かぼちや(スカッシュを含む。)		0.02				
しろり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわり		0.02				
その他のり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.02				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アブリコットを含む)		0.02				
すもも(プルーンを含む)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハックルベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.02				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス		0.02				
その他のハーブ		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

注1) 基準値案、基準値現行及び作物残留試験成績等は、トリネキサパックエチル及び代謝物Bをトリネキサパックエチル含量に換算したものの和で示した。

注2) EU基準は代謝物B換算の基準であり、下線をつけて示した。

注3) 基準値案に代謝物B換算の参考基準値を用いた場合は、換算係数1.13を用いてトリネキサパックエチルに換算して示している。

答申(案)

(別紙2)

トリネキサパッケチル

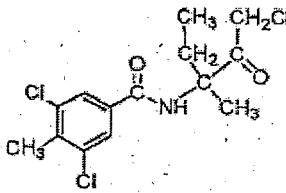
食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.6
大麦	0.6
ライ麦	0.6
その他の穀類 ^(注1)	0.6

※今回残留基準を設定するトリネキサパッケチルは、トリネキサパッケチル及び代謝物B【トリネキサパッケ】をトリネキサパッケチル含量に換算したものの和をいう。

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

※米については、現行基準が削除される。

ゾキサミド (Zoxamide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	べと病及び粉状そうか病等の防除に用いられる殺菌剤である。作用機構はチューブリンのベータサブユニットへの結合による微小管細胞骨格の破壊と、その結果もたらされる核分裂阻害によると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	ばれいしょ／そうか病、ぶどう／べと病等										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	きゅうり、ぶどう等に国際基準が設定されている。米国及びカナダにおいてぶどう、ばれいしょ等に、韓国において唐辛子（ピーマン、パプリカを含む）に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.48 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 48 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ゾキサミドとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="566 1321 1404 1579"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.4	幼小児 (1~6 歳)	1.0	妊婦	0.3	高齢者 (65 歳以上)	0.3
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.4										
幼小児 (1~6 歳)	1.0										
妊婦	0.3										
高齢者 (65 歳以上)	0.3										
意見聴取の状況	平成 23 年 1 月 14 日に在京大使館への説明を実施 平成 23 年 1 月 27 日～2 月 25 日パブリックコメントを実施 平成 23 年 1 月 31 日～平成 23 年 4 月 1 日 WTO 通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしよ	0.06	0.06		0.02	0.06	アメリカ 【<0.02(n=44)(#)(米国)】
トマト	2	2		2	2.0	アメリカ 【0.07(#)-0.40(#)(n=18)(米国)】
ピーマン	0.3	0.3			0.3	韓国 【0.17(韓国とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1		1	1.0	アメリカ 【0.01(#)-0.11(#)(n=7)(米国)】
かぼちや(スカッシュを含む。)	1	1			1.0	アメリカ 【0.05(#)-0.25(#)(n=6)(米国)】
しろうり	1	1			1.0	アメリカ 【米国きゅうり・かぼちや・ メロン類参照】
すいか	1	1			1.0	アメリカ 【米国きゅうり・かぼちや・ メロン類参照】
メロン類果実	1	1			1.0	アメリカ 【0.04-0.61(#)(n=7)(米国)】
まくわうり	1	1			1.0	アメリカ 【米国きゅうり・かぼちや・ メロン類参照】
その他のうり科野菜	1	1			1.0	アメリカ 【米国きゅうり・かぼちや・ メロン類参照】
その他の野菜		0.06				
ぶどう	5	3		5	3.0	アメリカ 【0.12-4.34(n=29)(#)(米国)】
その他のスパイス		0.06				
その他のハーブ		0.06				
干しぶどう	15			15		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申(案)

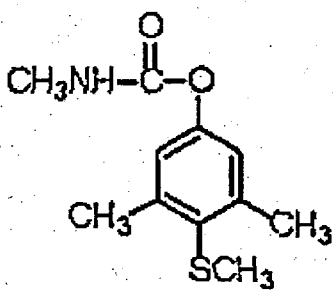
(別紙2)

ゾキサミド

食品名	残留基準値
	ppm
ばれいしよ	0.06
トマト	2
ピーマン	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	1
しろり	1
すいか	1
メロン類果実	1
まくわり	1
その他のうり科野菜(注)	1
ぶどう	5
干しぶどう	15

(注)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

メチオカルブ (Methiocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	カーバメイト系殺虫剤である。コリンエステラーゼ阻害作用により神経の異常興奮を起こさせて、カタツムリ、ナメクジ等に殺虫活性を示す。										
適用作物	オレンジ										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準はとうもろこし、キャベツ等に設定されている。 オーストラリアにおいて野菜類、柑橘類果実等に、EUにおいてクレソン、レモン等に残留基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.024 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性 (イヌ・混餌) 無毒性量 2.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: メチオカルブ、代謝物D及び代謝物Hとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="558 1433 1404 1691"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>11.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>5.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	6.0	幼小児 (1~6歳)	11.7	妊婦	5.6	高齢者 (65歳以上)	5.4
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	6.0										
幼小児 (1~6歳)	11.7										
妊婦	5.6										
高齢者 (65歳以上)	5.4										
意見聴取の状況	平成23年1月14日に在京大使館への説明を実施 平成23年1月27日~2月25日パブリックコメントを実施 今後WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05				
小麦	0.05	0.05		0.05		
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05				
とうもろこし	0.05	0.05		0.05		
そば	0.05	0.05				
その他の穀類	0.05	0.05				
大豆	0.05	0.05				
小豆類	0.05	0.05				
えんどう	0.1	0.05		0.1		
そら豆	0.05	0.05				
らっかせい	0.05	0.05				
その他の豆類	0.1	0.05		0.1		
ばれいしよ	0.05	0.05		0.05		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05				
かんしよ	0.05	0.05				
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05				
こんにやくいも	0.05	0.05				
その他のいも類	0.05	0.05				
てんさい	0.05	0.05		0.05		
さとうきび	0.05	0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05	0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.05	0.05				
かぶ類の根	0.05	0.05				
かぶ類の葉	0.05	0.05				
西洋わさび	0.05	0.05				
クレソン	0.05	0.05				
はくさい	0.05	0.05				
キャベツ	0.1	0.1		0.1		
芽キャベツ	0.1	0.1		0.05		
ケール	0.05	0.05				
こまつな	0.05	0.05				
きょうな	0.05	0.05				
チンゲンサイ	0.05	0.05				
カリフラワー	0.1	0.1		0.1		
ブロッコリー	0.1	0.1		0.1		
その他のあぶらな科野菜	0.05	0.05				
ごぼう	0.05	0.05				
サルシフィー	0.05	0.05				
アーティチョーク	0.05	0.05		0.05		
チコリ	0.05	0.05				
エンダイブ	0.05	0.05				
しゅんぎく	0.05	0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.1	0.1		0.05		
その他のさく科野菜	0.05	0.05				
たまねぎ	0.5	0.05		0.5		
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	0.05		0.5		
にんにく	0.05	0.05				
にら	0.05	0.05				
アスパラガス	0.05	0.05				
わけぎ	0.05	0.05				
その他のゆり科野菜	0.05	0.05				
にんじん	0.05	0.05				
パースニップ	0.05	0.05				
パセリ	0.05	0.05				
セロリ	0.05	0.05				
みつば	0.05	0.05				
その他のせり科野菜	0.05	0.05				
トマト	0.05	0.05				
ピーマン	2	0.05		2		
なす	0.05	0.05				
その他のなす科野菜	0.05	0.05				

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05	0.05				
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.05	0.05				
しろうり	0.05	0.05				
すいか	0.05	0.05				
メロン類果実	0.05	0.05		0.2		
まくわうり	0.05	0.05				
その他のうり科野菜	0.05	0.05				
ほうれんそう	0.05	0.05				
たけのこ	0.05	0.05				
オクラ	0.05	0.05				
しょうが	0.05	0.05				
未成熟えんどう	0.1	0.05		0.1		
未成熟いんげん	0.05	0.05				
えだまめ	0.05	0.05				
マッシュルーム	0.05	0.05				
しいたけ	0.05	0.05				
その他のきのこ類	0.05	0.05				
その他の野菜	0.1	0.05		0.1		
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体	0.05	0.05				
レモン	0.05	0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.05	0.05				
グレープフルーツ	0.05	0.05				
ライム	0.05	0.05				
その他のかんきつ類果実	0.05	0.05				
りんご	0.05	0.05				
日本なし	0.05	0.05				
西洋なし	0.05	0.05				
マルメロ	0.05	0.05				
びわ	0.05	0.05				
もも	3	3.0				
ネクタリン	0.05	0.05				
あんず(アプロコットを含む)	0.05	0.05				
すもも(プルーンを含む)	0.05	0.05				
うめ	0.05	0.05				
おうとう(チェリーを含む)	0.05	0.05				
いちご	1	0.05		1		
ラズベリー	0.05	0.05				
ブラックベリー	0.05	0.05				
ブルーベリー	0.05	0.05				
クランベリー	0.05	0.05				
ハuckleベリー	0.05	0.05				
その他のベリー類果実	0.05	0.05				
ぶどう	0.1	0.1				
かき	0.05	0.05				
バナナ	0.05	0.05				
キウイ	0.05	0.05				
パパイヤ	0.05	0.05				
アボカド	0.05	0.05				
パイナップル	0.05	0.05				
グアバ	0.05	0.05				
マンゴー	0.05	0.05				
パッションフルーツ	0.05	0.05				
なつめやし	0.05	0.05				
その他の果実	0.05	0.05				
ひまわりの種子	0.05			0.05		
なたね	0.05	0.05		0.05		
その他のナッツ類	0.05	0.05		0.05		
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

メチオカルブ

食品名	基準値 案 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類 ^(注1)	0.05
大豆	0.05
小豆類 ^(注2)	0.05
えんどう	0.1
そら豆	0.05
らっかせい	0.05
その他の豆類 ^(注3)	0.1
ばれいしよ	0.05
さといも類(やつかしらを含む。)	0.05
かんしよ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.05
こんにやくいも	0.05
その他のいも類 ^(注4)	0.05
てんさい	0.05
さとうきび	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.05
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	0.05
西洋わさび	0.05
クレソン	0.05
はくさい	0.05
キャベツ	0.1
芽キャベツ	0.1
ケール	0.05
こまつな	0.05
きょうな	0.05
チンゲンサイ	0.05
カリフラワー	0.1
ブロッコリー	0.1
その他のあぶらな科野菜 ^(注5)	0.05
ごぼう	0.05
サルシフィー	0.05
アーティチョーク	0.05
チコリ	0.05
エンダイブ	0.05
しゅんぎく	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.1
その他のきく科野菜 ^(注6)	0.05
たまねぎ	0.5
ねぎ(リーキを含む。)	0.5
にんにく	0.05
にら	0.05
アスパラガス	0.05
わけぎ	0.05
その他のゆり科野菜 ^(注7)	0.05
にんじん	0.05
パースニップ	0.05
パセリ	0.05
セロリ	0.05

※今回残留基準を設定するメチオカルブとは、メチオカルブ、代謝物D【メチルスルフィニル】をメチオカルブに換算したものと及び代謝物H【メチルスルホニル】をメチオカルブに換算したものの和をいうこと。

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

(注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

(注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

(注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

メチオカルブ(つづき)

食品名	基準値 案 ppm
みつば	0.05
その他のせり科野菜 ^(注8)	0.05
トマト	0.05
ピーマン	2
なす	0.05
その他のなす科野菜 ^(注9)	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.05
しろうり	0.05
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
まくわり	0.05
その他のうり科野菜 ^(注10)	0.05
ほうれんそう	0.05
たけのこ	0.05
オクラ	0.05
しょうが	0.05
未成熟えんどう	0.1
未成熟いんげん	0.05
えだまめ	0.05
マッシュルーム	0.05
しいたけ	0.05
その他のきのこ類 ^(注11)	0.05
その他の野菜 ^(注12)	0.1
なつみかんの果実全体	0.05
レモン	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.05
グレープフルーツ	0.05
ライム	0.05
その他のかんきつ類果実 ^(注13)	0.05
りんご	0.05
日本なし	0.05
西洋なし	0.05
マルメロ	0.05
びわ	0.05
もも	3
ネクタリン	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	0.05
すもも(プルーンを含む。)	0.05
うめ	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	0.05
いちご	1
ラズベリー	0.05
ブラックベリー	0.05
ブルーベリー	0.05
クランベリー	0.05
ハックルベリー	0.05
その他のベリー類果実 ^(注14)	0.05
ぶどう	0.1
かき	0.05
バナナ	0.05
キウイ	0.05
パイナップル	0.05
パイナップル	0.05

(注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

(注11)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

(注12)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注13)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注14)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

メチオカルブ(つづき)

食品名	基準値 案 ppm
グアバ	0.05
マンゴー	0.05
パッションフルーツ	0.05
なつめやし	0.05
その他の果実 ^(注15)	0.05
ひまわりの種子	0.05
なたね	0.05
その他のナッツ類 ^(注16)	0.05

(注15)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

トリフルスルフロンメチル(Triflusulfuron-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	スルホニルウレア系除草剤である。分岐鎖アミノ酸の生合成に關与する植物に特有のアセトラクテート合成酵素（ALS）の働きを阻害することにより、植物の生育を阻止すると考えられている。										
適用作物／適用雑草	てんさい、チコリ／多年生広葉雑草										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においててんさい（根及び葉）及びチコリに、カナダにおいててんさいに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI） 0.024 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験（ラット・混餌） 無毒性量 2.44 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：トリフルスルフロンメチルとする。										
暴露評価	TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p>		TMDI／ADI 比 (%)	国民平均	0.1	幼小児（1～6歳）	0.2	妊婦	0.1	高齢者（65歳以上）	0.1
	TMDI／ADI 比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児（1～6歳）	0.2										
妊婦	0.1										
高齢者（65歳以上）	0.1										
意見聴取の状況	平成23年1月14日に在京大使館への説明を実施 平成23年1月27日～2月25日パブリックコメントを実施 平成23年1月31日～平成23年4月1日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
てんさい	0.05	0.05			0.05	アメリカ 【<0.02-<0.05(n=14)(米国)】
その他のきく科野菜	0.05	0.05			0.05	アメリカ 【<0.02(n=4)(米国チコリ(根))】
その他の野菜	0.05	0.05			0.05	アメリカ 【<0.02-0.033(n=14) (米国てんさい(葉))】
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

トリフルスルフロメチル

食品名	残留基準値
	ppm
てんさい	0.05
その他のきく科野菜 ^(注1)	0.05
その他の野菜 ^(注2)	0.05

(注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、じゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

ミクロブタニル (Myclobutani I)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系殺菌剤である。菌類の細胞膜を構成する主要成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより菌類の生育を阻害すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	いちじく/さび病、おうとう/灰星病等										
我が国の登録状況	いちじく、おうとう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	ぶどう、仁果類等に国際基準が設定されている。米国においてりんご、ぶどう等に、カナダにおいてりんご、ぶどう等に、EUにおいてぶどう、うり類等に、オーストラリア及びニュージーランドにおいてぶどう、仁果類に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.024 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.49 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ミクロブタニルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>38.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>75.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>34.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>39.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	38.6	幼小児 (1~6歳)	75.9	妊婦	34.3	高齢者 (65歳以上)	39.7
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	38.6										
幼小児 (1~6歳)	75.9										
妊婦	34.3										
高齢者 (65歳以上)	39.7										
意見聴取の状況	平成23年1月14日に在京大使館への説明を実施 平成23年1月27日~2月25日パブリックコメントを実施 今後WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.03				
小麦	0.3	0.3				
大麦	0.5	0.5				
ライ麦		0.03				
とうもろこし		0.03				
そば		0.03				
その他の穀類		0.03				
大豆		0.05				
小豆類(いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。)		0.03				
えんどう		0.03				
そら豆		0.03				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.03				
ばれいしよ		0.03				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.03				
かんしよ		0.03				
やまいも(長いもをいう。)		0.03				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.03				
てんさい		0.04				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.03				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.03				
かぶ類の根		0.03				
かぶ類の葉		0.03				
西洋わさび		0.03				
クレソン		0.03				
はくさい	1	1.0				
キャベツ		0.03				
芽キャベツ		0.03				
ケール		0.03				
こまつな		0.03				
きょうな		0.03				
チンゲンサイ	1	1.0				
カリフラワー		0.03				
ブロッコリー		0.03				
その他のあぶらな科野菜	1	1.0				
ごぼう	1	1.0				
サルシフィー	1	1.0				
アーティチョーク	1	1.0				
チコリ	1	1.0				
エンダイブ	1	1.0				
しゅんぎく	1	1.0				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	9	0.03			9.0 アメリカ	【0.20~3.95(μ)(n=7)(米 国)】 0.48/0.46(μ)(食用菊) 0.35, 0.375(ふぎ)
その他のきく科野菜	1	1.0	○			
たまねぎ	1	1.0				
ねぎ(リーキを含む。)	1	1.0	○			
にんにく	1	1.0	○			
にら	1	1.0				
アスパラガス	1	1.0				
わけぎ	1	1.0	○			
その他のゆり科野菜	1	1.0	○			
にんじん	1	1.0				
パースニップ	1	1.0				
パセリ	9	0.03			9.0 アメリカ	【米国レタス参照】
セロリ		0.03				
みつば	1	1.0				
その他のせり科野菜	1	1.0				
トマト	1	1.0	○	0.3		
ピーマン	1	1.0	○			
なす	1	1.0	○			
その他のなす科野菜	1	1.0	○			0.22, 0.25(ししとう) 0.35, 0.40(とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1.0	○			

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現 行 ppm	登録 有 無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちや(スカッシュを含む。)	1	1.0	○			
しろうり	1	1.0				
すいか	1	1.0	○			
メロン類果実	1	1.0	○			
まくわうり	1	1.0				
その他のうり科野菜	1	1.0				
ほうれんそう	1	1.0				
たけのこ	1	1.0				
オクラ	1	1.0				
しょうが		0.03				
未成熟えんどう	1	1.0	○			
未成熟いんげん	1	1.0				
えだまめ	1	1.0				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜	1	1.0	○			0.32, <0.08 (未成熟ささげ) 0.16, 0.50 (食用金魚草)
みかん		3				
なつみかんの果実全体		3				
レモン		3				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		3				
グレープフルーツ		3				
ライム		3				
その他のかんきつ類果実		3				
りんご	0.5	5.0	○	0.5		
日本なし	0.7	1.0	○	0.5		0.03(#), 0.14(#)/0.08(#), 0.34(#)(\$)
西洋なし	0.7	1.0	○	0.5		【日本なし参照】
マルメロ	0.5	1.0		0.5		
びわ	1	1.0		0.5		
もも	1	1.0	○	2		
ネクタリン	2	1.0		2		
あんず(アブリコットを含む。)	2	1.0		2		
すもも(ブルーンを含む。)	0.2	1.0		0.2		
うめ	2	1.0		2		
おうとう(チェリーを含む。)	2	4.0	○	2		
いちご	1	1.0	○	1		
ラズベリー	1	1.0				
ブラックベリー	1	1.0				
ブルーベリー	1	1.0				
クランベリー	1	1.0				
ハックルベリー	1	1.0				
その他のベリー類果実	0.5	1.0		0.5		
ぶどう	1	1.0		1		
かき	1	1.0	○			
バナナ	2	2.0		2		
キウイ	1	1.0				
パパイヤ	1	1.0				
アボカド	1	1.0				
パイナップル	1	1.0				
グアバ	1	1.0				
マンゴー	1	1.0				
パッションフルーツ	1	1.0				
なつめやし	1	1.0				
その他の果実	1	1.0	○			
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実	0.02	0.04		0.02	アメリカ	【<0.01(#)(n=1)(米国)】
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド	0.02	0.08			0.1 アメリカ	【<0.0032~ 0.0057(n=6)(米国)】
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶	20	20	○			
ホップ	10	2		2	10 アメリカ	【1.34~5.62(n=3)(米 国)】
その他のスパイス		3				
その他のハーブ	1	1	○			<0.05, 0.33(あさつき) 0.4, 0.4(しその葉) 0.16, 0.36(しその花穂)
牛の筋肉	0.03	0.01		0.01	0.1 アメリカ	推: 0.023 【牛の筋肉参照】
豚の筋肉	0.03	0.05				【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.05			0.1 アメリカ	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.02	0.05			0.05 アメリカ	推: 0.020 【牛の脂肪参照】
豚の脂肪	0.02	0.04				【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.05			0.05 アメリカ	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.4	0.01			1.0 アメリカ	推: 0.39 【牛の肝臓参照】
豚の肝臓	0.4	0.4				【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.4	0.4			1.0 アメリカ	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.07	0.01			0.2 アメリカ	推: 0.068 【牛の腎臓参照】
豚の腎臓	0.07	0.09				【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07	0.09			0.2 アメリカ	【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.4	0.01		0.01	0.2 アメリカ	【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	0.4	0.09				【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4	0.09			0.2 アメリカ	【牛の肝臓参照】
乳	0.09	0.01		0.01	0.2 アメリカ	推: 0.083 【牛の腎臓参照】
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	推: <0.002 【鶏の筋肉参照】
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	推: <0.002 【鶏の脂肪参照】
鶏の脂肪	0.01	0.02		0.01	0.02 アメリカ	【鶏の脂肪参照】
その他の家きんの脂肪	0.01	0.02		0.01	0.02 アメリカ	推: <0.002 【鶏の肝臓参照】
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	推: <0.002 【鶏の腎臓参照】
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	【鶏の腎臓参照】
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	推: <0.002 【鶏の食用部分参照】
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	【鶏の食用部分参照】
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	推: 0.0042 【鶏の卵参照】
鶏の卵	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

本基準（暫定基準以外の基準）を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

ミクロブタニル

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.3
大麦	0.5
はくさい	1
チンゲンサイ	1
その他のあぶらな科野菜(注1)	1
ごぼう	1
サルシフィー	1
アーティチョーク	1
チコリ	1
エンダイブ	1
しゆんぎく	1
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	9
その他のきく科野菜(注2)	1
たまねぎ	1
ねぎ(リーキを含む。)	1
にんにく	1
にら	1
アスパラガス	1
わけぎ	1
その他のゆり科野菜(注3)	1
にんじん	1
パースニップ	1
パセリ	9
みつば	1
その他のせり科野菜(注4)	1
トマト	1
ピーマン	1
なす	1
その他のなす科野菜(注5)	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	1
しろりり	1
すいか	1
メロン類果実	1
まくわうり	1
その他のうり科野菜(注6)	1
ほうれんそう	1
たけのこ	1
オクラ	1
未成熟えんどう	1
未成熟いんげん	1
えだまめ	1
その他の野菜(注7)	1
りんご	0.5
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
マルメロ	0.5
びわ	1
もも	1
ネクタリン	2
あんず(アプリコットを含む。)	2
すもも(ブルーンを含む。)	0.2
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	1
ラズベリー	1

(注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

(注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

マイクロブタニル (つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
ブラックベリー	1
ブルーベリー	1
クランベリー	1
ハックルベリー	1
その他のベリー類果実 (注8)	0.5
ぶどう	1
かき	1
バナナ	2
キウイ	1
パパイヤ	1
アボカド	1
パイナップル	1
グアバ	1
マンゴー	1
パッションフルーツ	1
なつめやし	1
その他の果実 (注9)	1
綿実	0.02
アーモンド	0.02
茶	20
ポップ	10
その他のハーブ (注10)	1
牛の筋肉	0.03
豚の筋肉	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物 (注11) の筋肉	0.03
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.4
豚の肝臓	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.4
牛の腎臓	0.07
豚の腎臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07
牛の食用部分 (注12)	0.4
豚の食用部分	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4
乳	0.09
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん (注13) の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

(注8) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスライス以外のものをいう。

(注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注11) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注12) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(注13) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。